

その事務所の運営方法懲戒処分の危険はないの？

～ 懲戒処分にならない為に知っておくべき注意事項 ～

# ～ 懲戒処分の考え方 ～ ～ 紹介実例案紀事事案～

【令和7年9月10日 研修資料】

# 1 税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

(令和5年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用)

財務省告示第104号 税理士法（昭和26年法律第237号）

- ・ 第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、
- ・ 第48条の規定に基づく税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定  
並びに
- ・ 第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分  
に当たっての考え方を次のとおり公表する。

(国税庁HPより抜粋)

# I 総則

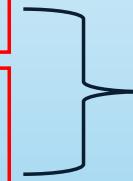
**量定とは？…… 懲戒処分に付すべきと判断した事案について、刑の種類と重さを決めること。**

## 第1 量定の判断要素及び範囲

## 第2 税理士の使用者等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分

使用者税理士等が認識していたとき

使用者税理士等が認識していないとも、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかつたことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合



当該使用者税理士等がその不正行為を行つたものとして懲戒処分をする



※ 上記に該当しないときでも、使用者等が不正行為を行つたことについて使用者税理士等の監督が適切でなかつたと認められる場合でも当該使用者税理士等が法第41条の2（使用者等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

## 第3 不正行為の類型の異なるものが2以上ある場合

2以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の類型について算定した量定を合計したものを基本とする。

## 第4 税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1月を単位とする。

## 第5 税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定

第1から第4までの規定は、税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定について準用する。

## I 総則

### 第1 量定の判断要素及び範囲

不真正書類の作成・脱税相談・自己脱税・  
33条書面虚偽記載・調査妨害・名義貸し・  
使用人監督義務・信用失墜行為・・・

量定の判断に当たっては、Ⅱに定める**不正行為の類型**ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定する

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

## II 量定の考え方

### 第1 税理士に対する量定

### 第2 税理士であつた者に対する量定

### 第3 税理士法人に対する量定

## II 量定の考え方

### 第1 税理士に対する量定

(1)

45条1項	故意による不真正税務書類の作成 又は脱税相談の禁止規定違反	故意に、真正の事実に反して税務書類の作成した、又は 又は 脱税相談をしたとき	<b>6月以上2年以内の税理士業務停止 又は 税理士業務の禁止</b>
45条2項	過失による不真正税務書類の作成	相当の注意を怠り、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をした 又は 脱税相談をしたとき	<b>戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止</b>
33条の2 1項、2項	添付書面への虚偽の記載	添付する書面に虚偽の記載をしたとき。	(虚偽の記載をした書面件数、記載された虚偽の程度に応じ) <b>戒告又は1年以内の税理士業務の停止</b>
37条信用失墜行為	自己脱税	自己（自己が代表者である法人等を含む）の申告について、不正所得金額等があること	(不正所得金額等の額に応じて) <b>2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止</b>
〃	多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ	自己の申告で、申告漏れ所得金額等が多額、かつ 内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなもの	(申告漏れ所得金額等の額に応じて) <b>戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止</b>
〃	調査妨害	税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすること	(行為の回数、程度に応じて) <b>2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止</b>
〃	税理士業務停止中の税理士への名義貸し	名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて処分決定	(左記 記載に応じ) <b>2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止</b>
〃	業務け怠	委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠った事	<b>戒告 又は 1年以内の税理士業務の停止</b>
〃	税理士会の会費の滞納	所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期滞納	<b>戒告</b>
〃	その他反職業倫理的行為	上記以外 税理士としての職業倫理に反するようなことをしたこと	<b>戒告、 又は 2年以内の税理士業務の停止 税理士業務の禁止</b>

## II 量定の考え方

### 第1 税理士に対する量定

(2)

37条の2	非税理士に対する名義貸しの禁止	名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、	(左記 記載に応じ) 2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止
38条	守秘義務違反	(秘密を守る義務)の規定に違反したとき	2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止
41条	帳簿作成義務違反	委嘱者別に、かつ1件ごとに、税理士業務の内容及びそのてん末を記載する帳簿を作成していない。	戒告
41条の2	使用人等監督義務違反	税理士の使用人等が不正行為を行った場合、内部規律や内部管理体制に不備があること等	戒告 又は 1年以内の税理士業務の停止
42条	業務の制限の規定違反	税務職員が税理士になった場合、離職後1年間は、その離職前1年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。	(違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じ) 2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止
その他	業務停止処分違反	税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行つたとき	税理士業務の禁止
〃		上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。	戒告、 2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

※ 第2 税理士であつた者に対する量定 は 税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定について準用する。

また 税理士法人に対する量定は国税庁HPを右QRコードにより参照すべし



# 税理士の使命

## 税理士法

### （税理士の使命）

**第1条** 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

#### 「独立した公正な立場」

→税理士業務の社会的、公共的性格に照らし、税理士は、委嘱者である納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持し、税務に関する専門家として自己の信念に基づく公正な判断と良識に基づき行動しなければならない——ことを示している。

#### 「納税義務の適正な実現を図る」

→納税義務が適正に実現されることにより、結果として納税義務者の権利は擁護されることから、税法に定めるとおり「過大でも過少でもなく納税する」——ことを示している。

# 税理士の義務

## ◆税理士として常に意識するべき規定（抜粋）

第36条	脱税相談等の禁止
第37条	信用失墜行為の禁止
第37条の2	非税理士に対する名義貸しの禁止
第38条	秘密を守る義務
第39条	会則を守る義務
第40条	事務所の設置・2以上の事務所設置の禁止
第41条	帳簿作成の義務
第41条の2	使用人等に対する監督義務
第41条の3	助言義務
第42条	業務の制限 etc

- ・上記に反する不正行為は決して行わないよう業務に当たることが最も重要。
- ・自覚のないまま不正行為を行うことのないよう、不正行為に関する知識を習得しておくことも重要となる。

# 財務大臣による懲戒処分

## 税理士法

### (懲戒の種類)

**第44条** 税理士に対する懲戒処分は、次の3種とする。

- 一 戒告
- 二 2年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

### <参考>

- 財務省告示「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/chokai/shobun/230401.htm>



# 税理士の義務

## ◆税理士として常に意識するべき規定（抜粋）

第36条

脱税相談等の禁止

第37条

信用失墜行為の禁止

第37条の2

非税理士に対する名義貸しの禁止

第38条

秘密を守る義務

第39条

会則を守る義務

第40条

事務所の設置・2以上の事務所設置の  
禁止

第41条

帳簿作成の義務

第41条の2

使用人等に対する監督義務

第41条の3

助言義務

第42条

業務の制限 etc

# 信用失墜行為の禁止

(税理士法第37条)

## 税理士法

(信用失墜行為の禁止)

第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。



- ① 税理士としての業務懈怠
- ② 税理士本人の脱税（自己脱税）
- ③ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
- ④ 税理士会の会費の滞納
- ⑤ その他反職業倫理的な行為

## ① 税理士としての業務懈怠

### 事例

自己の関与先から委嘱を受けていた申告書の作成について、正当な理由なく申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税等の損害を与えた。

【条文】法第37条違反、法第46条該当

【量定】戒告又は1年以内の税理士業務の停止

## ② 税理士本人の脱税（自己脱税）

### 事例

自己の所得税及び消費税等の申告に当たり、収入金額と必要経費の一部を除外することにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。

【条文】法第37条違反、法第46条該当

【量定】2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

### ③ 多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ

#### 事例

自己の所得税及び消費税等並びに自己主宰法人の法人税等の申告について、連年、期限内に申告をしなかった。

【条文】法第37条違反、法第46条該当

【量定】戒告又は2年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止

## ④ 税理士会の会費滞納

### 事例

税理士は、所属する税理士会の会費を正当な理由なく、長期に亘り滞納していた。

会費の免除要件に該当      5事業年度分以上

【条文】法第37条違反、法第46条該当

【量定】戒告

## ⑤ その他反職業倫理的な行為

### 事例

関与先の事務負担を減らすため、関与先から税理士報酬に係る源泉所得税を預かりその源泉所得税を税理士が代わりに納付することを関与先と約定していたにもかかわらず、関与先の承諾を得ずに自身の税理士事務所の運営資金に流用し、その源泉所得税の納付期限までに納付しなかった。

【条文】 法第37条違反、法第46条該当

【量定】 戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

# 名義貸しの禁止 (税理士法第37条の2)

## 税理士法

### (非税理士に対する名義貸しの禁止)

**第37条の2** 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

### (税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)

**第48条の16** 第1条、第30条、第31条、第34条から第37条の2まで、第39条及び第41条から第41条の3までの規定は、税理士法人について準用する。

**第59条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 略
- 二 第37条の2 (第48条の16において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

## 名義貸し（非税理士に対する名義貸しの禁止）

### 事例

税理士法人でない記帳代行法人が作成した申告書に対して、自己の署名を行う名義貸し行為を行った。

【条文】 法第37条の2違反、法第46条該当

【量定】 2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止



# 名義貸し参考資料

名義貸し行為の指標（メルクマール）について ※日税連会員専用ページ内

[https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/meigikashi\\_merkmal.pdf](https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/meigikashi_merkmal.pdf)

名義貸し行為となる指標について

(1)3点の指標 名義貸し行為の指標としては、次の3点が挙げられる。

- ① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
- ② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
- ③ 税理士が報酬を納税者から直接收受していない。

(2)その他留意すべき事項 上記3点の指標以外にも、以下のような状況が見られる場合、名義貸し行為に繋がるケースが多いものと考えられる。

- ① 税理士業務に従事している者と税理士との間に直接雇用関係がない。
- ② 税理士事務所の施設について、その税理士との間に所有関係又は賃貸借関係がない。

# 助言義務 (税理士法第41条の3)

## 税理士法 (助言義務)

**第41条の3** 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、**不正**<sup>(注1)</sup>に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう**助言**<sup>(注2)</sup>しなければならない。

(注1)

**不正**：税理士が委嘱者の不正の事実を事前に知っていたことを事後的に立証可能なケースに限定

(注2)

**助言**：不正が正されることまでは求められていない

※不正を把握したまでの税務書類作成には注意

## 最近の懲戒処分の概要

違反行為の類型	事例
1項 故意による不真正書類の作成	過去、粉飾決算を行うために意図的に過大に計上した未成工事支出金を、黒字となつた後続年分において取り崩すことにより、真正の事実に反する申告書を作成した。
2項 過失による不真正書類の作成	使用人が長期にわたり行っていた不正行為について、取引に係る請求書などの証ひょう書類の確認を行っていれば、その不正行為を容易に把握できたにもかかわらず、これを怠った結果、真正の事実に反する申告書を作成した。
自己脱税	自己の所得税及び消費税等の申告に当たり、収入金額と必要経費の一部を除外することにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。
多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ	自己の所得税及び消費税等並びに自己主宰法人の法人税等の申告について、連年、期限内に申告をしなかった。
業務懈怠	自己の関与先から委嘱を受けていた申告書の作成について、正当な理由なく申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税等の損害を与えた。
停止中の税理士への名義貸し	税理士法に基づく懲戒処分により業務停止となっていた税理士から依頼を受け、当該業務停止中の税理士が作成した申告書に、自己の署名を行う名義貸し行為を行った。
非税理士への名義貸し	税理士法人でない記帳代行法人が作成した申告書に対して、自己の署名を行う名義貸し行為を行った。
業務停止処分違反	税理士業務の停止の処分を受けたにもかかわらず、当該停止期間中において、申告書の作成を行った。